

http://www.kinutoh.jp
デザインを一新し、管内の災害情報や気象観測データなどが表示できるようにになりました。
衣浦東部広域連合の魅力や取り組みを紹介するページや消防職員の日を紹介するページを新たに設けました。
問合せ先
衣浦東部広域連合事務局総務課
☎ 63-0131

衣浦東部広域連合消防局のホームページをリニューアルしました

消防

情報 ファイル

Information File

労働

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃が改定されました

愛知県内で、車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の方に適用される最低工賃が、表のとおり改定されたためお知らせします。
効力発生の日 3月25日

業務	内容	規格	金額	(参考) 引上額
カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 40銭	4銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49銭	6銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	8銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 66銭	9銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 30銭	4銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 59銭	8銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 71銭	10銭
防水栓通し	カブラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。(手工具を使用せずに行うものに限る。)	—	1本につき 48銭	7銭

最低工賃額
次の表の業務欄、内容欄および規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額
※適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカブラー差し、チューブ通しおよび防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方です。
問合せ先
愛知労働局労働基準部賃金課
☎ 052-972-0258

福祉

国の福祉関係の手当改正

物価変動に応じ、次の手当については、4月分から0.5%の引上げとなりました。

問合せ先
いきいき 介護保険・障がいグループ
☎ 52-9871

	支給区分	改正前月額	改正後月額	増額
児童扶養手当	全部支給	42,290円	42,500円	210円
	一部支給	42,280円~9,980円	42,490円~10,030円	210円 50円
第2子加算額	全部支給	9,990円	10,040円	50円
	一部支給	9,980円~5,000円	10,030円~5,020円	50円 20円
第3子以降加算額	全部支給	5,990円	6,020円	30円
	一部支給	5,980円~3,000円	6,010円~3,010円	30円 10円
特別児童扶養手当	1級	51,450円	51,700円	250円
	2級	34,270円	34,430円	160円
特別障害者手当		26,810円	26,940円	130円
障害児福祉手当		14,580円	14,650円	70円
経過的福祉手当		14,580円	14,650円	70円